

令和5年度 中央審査会受審にあたって

令和5年1月18日現在

1. 段位審査 (1) 六段以下の段位は、行射の審査及び提示課題のレポートの総合成績により合否を決定する。
(2) 七段・八段の段位は、行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。
 - ①行射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - ②論文 行射審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度考察力を示す論文を査定する。
2. 錬士査定 行射、面接及び学科(レポート)の総合成績により合否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 面接：行射の第一次審査の通過者について人物、識見及び指導力を査定する。
 - (3) 学科(レポート)：弓道の理解度を査定する。
3. 教士査定 行射、指導力の査定(面接)及び論文の総合成績により合否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 指導力の査定：行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する。
 - (3) 論文：行射及び面接の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度・考察力を示す指定問題の論文を査定する。
4. 審査料

初段	2,050円(登録料)	3,100円	六段	7,200円(登録料)	30,900円
二段	3,100円(登録料)	4,100円	七段	8,200円(登録料)	51,000円
三段	4,100円(登録料)	5,100円	八段	10,300円(登録料)	72,000円
四段	5,100円(登録料)	6,200円	錬士	6,200円(登録料)	41,000円
五段	6,200円(登録料)	10,300円	教士	9,300円(登録料)	62,000円
5. 申込手続 (1) 方 法：受審者は、審査申込書に該当事項を記載し、課題のレポートと審査料を添えて、地連会長に提出すること。地連会長は、申込書の記載内容を確認し、レポートと審査料を添えて審査申込書を下記宛に申し込むこと。
(2) 立射申請：立射で受審する際は、申込書右下の受審者連絡欄に立射で受審したい旨を朱書きし、地連会長の承認を得ること。申込後から審査当日の間に、諸事情により立射の申請をする場合は、地連会長の承認を得るとともに、当日受付でその旨を申告すること。なお、地連会長の承認を得ていれば、医療機関等の診断書または身体障害者手帳の写しなどの貼付は不要。
(3) レポート：回答は原則として日本語または英語とする。受審者が自筆(筆記具は問わない)のこと。英語での回答を希望する場合は、申込書右下の受審者連絡欄に「学科英語」と朱書で記載のこと。
(4) 第一次審査通過者の取り扱いについて
次に該当する場合は、審査申込書右下の受審者連絡欄へ第一次審査日を朱書きで記載のこと。
 - ・第一次審査を通過し、当該審査で候補者にならなかった場合、八段は以後1年間、七段は以後1年以内に1回限り、定期中央審査会にて第一次審査を経ず、第二次審査を受審することが出来る。
 - ・上記対象者で既に次の審査を申込済みの場合は、所属地連を通じて免除申請を行うこと。
 - ・教士、錬士は第一次審査通過後、当該審査で候補者もしくは合格者とならなかった場合、第一次審査通過者を対象とした特別臨時審査会を受審することができる。※特別臨時中央審査会の開催日時や会場については後日案内
・令和4年度の審査会で第一次審査を通過し、第二次審査からの受審をしていない者は、上記と同様の扱いとする。